笑顔で暮らせる 環境にやさしいまち



基本構想

- 地球環境の将来を見据え、町民一人ひとりが環境問題を意識できる持続可能な 循環型社会のまちづくりを推進します。
- 貴重な水資源を生かして、いつでも安全で良質な水道水を安定供給します。
- 生活排水を適切に処理することで、河川の水質を保全し、清潔で快適な生活環 境の確保を推進します。
- 交通事故、犯罪などから町民の生命と財産、子どもたちの安全を守るため、関 係機関の連携強化及び情報共有を行い、安全安心な地域社会を推進します。
- 人口減少対策として、まちの魅力を積極的に発信し、空き家などをまちの資源 として活用した移住・定住を促進します。



地域活動フラワープラン



地域で子どもを守る通学風景

画 本



自然環境の保護

- ●町民・事業者・行政が、脱炭素社会³²の実現のため社会全体で協力して、温室効果 ガス 33 の排出削減、再生可能エネルギー 34 の有効活用、緑化推進対策を推進します。
- みどり豊かな環境を守り育てる人づくりに取り組み、人と地球にやさしいまちづくり を推進します。

佐笠の柳西	÷ /+	内 容・目 標	
施策の概要	主体	前 期	後期
温室効果ガスの削減対策	町 事業者	●低炭素型自動車³⁵導入●バイオマス³⁶ごみ袋の検討・実施	
再生可能エネルギーの有効利用	町	●町有施設に太陽光発電設備設置●再生可能エネルギー設備設置者へ設置費用補助●低炭素なエネルギーの情報提供	
緑化推進対策	町町民	●緑のカーテン ³⁷ の設置・推進 ●フラワープラン ³⁸ の実施	
公害対策	町 事業者	●大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などに対する意 識啓発や指導体制強化	
不法投棄対策	町	●監視体制の強化・パトロールの実施●監視カメラの設置●ごみのポイ捨て防止やペットのフンの放置防止	
環境保全	町 事業者	●環境美化推進員 ³⁹ の充実 35人/年増員 ●小中学校における環境教育、環境学習の充実	



- (32) 脱炭素社会 ▶ 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量実質ゼロを実現する社会。
- (33) 温室効果ガス ▶ 太陽光で暖められた地表が放射する熱(赤外線)を吸収する性質を持つガスのこと。主なものに、 二酸化炭素、メタン、フロンガスなどがある。温室効果ガスが増えると温室効果が強くなり、より地表付近の気温が 上がり、地球温暖化につながる。
- (34) 再生可能エネルギー ▶ 太陽光、風力、バイオマスなど、自然界に常にあり、繰り返し使うことができるエネルギーのこと。 温室効果ガスを排出しない。
- (35) 低炭素型自動車 ▶ CO2の排出量が少ない車。
- (36) バイオマス ▶ 生物 (bio) の量 (mass) を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたも の」のこと。太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物で、生命と太陽エネ ルギーがある限り持続的に再生可能な資源。バイオマスを燃焼させた際に放出される二酸化炭素は、生物の成長過程 で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素のため、バイオマスは大気中で新たな二酸化炭素を増加させないカー ボンニュートラルな資源といわれている。バイオマスの種類として、食品廃棄物や家畜排せつ物などの「廃棄物系バ イオマス」、麦わらや林地残材などの「未利用バイオマス」、さとうきびなどの糖質資源やなたねなどの油脂資源など の「資源作物」の3つに分類されている。
- (37) 緑のカーテン ▶ 窓や外壁に張ったネットに、ゴーヤなどのつる性植物をカーテン状に這わせたもののこと。暑さ対策、 目隠しなどに効果的。
- (38) フラワープラン ▶ 「自らの地域は、自らの手で」という精神のもと、地域ボランティア活動の一環として、道路、公園、 公共施設及びコミュニティ施設等への花き等の植栽を通じて環境整備を進める町内の個人又は団体に花の種や苗の提 供などを行う事業。
- (39) 環境美化推進員 ▶ 環境ボランティア登録申出により、町の登録を受けて、ボランティアで環境美化活動などの活動 に取り組む人のこと。黄色い腕章が目印。

第2項

循環型社会の構築

●ごみの減量化と資源化の意義を町民一人ひとりが再認識し、意識を高められるよう積 極的に啓発活動を行い、ごみの排出量削減と適正な分別処理を推進します。

施策の概要	主体	内 容・目 標	
		前 期	後期
5 R ⁴⁰ の推進	町	●情報発信ツールの活用、講座開催による啓発 ●地域や教育機関での学習の機会の提供	
分別収集事業 ごみの資源化 リサイクル率 (令和元年度21.8%)	町	資源ごみの回収方法の見直しごみの資源化推進目標率:23.3%	●ごみの資源化推進 目標率:24.0%
ごみの適正処理の推進	町	●ごみ出しルールの徹底●災害発生時における迅速なごみ処理体制の運用推進	
清掃センター設置事業 (可燃ごみ)	広域	●協議	
最終処分場設置事業 (不燃ごみ)	広域	●協議	



資源の再生に取り組む分別収集



(40) 5 € ▶ ごみを減らすためのリデュース (発生抑制)・リユース (再使用)・リサイクル (再生利用)の3 € に、リフューズ (ご みの元になるものを断る)・リスペクト(大切に長く使う)の2つを加えた群馬県循環型社会づくり推進計画において示 された5つの行動。

画

いつでも安全で良質な水

●水道ビジョン 41 に掲げる「安全」「強靭」「持続」の基本理念を柱として、安全で良質 な水道水の安定供給を行うとともに、健全な経営基盤を継続して推進します。

施策の概要	主体	内 容・目 標	
		前 期	後期
有収率 ⁴² 向上 (令和 2 年度77%)	町	●83%以上	●88%以上
上水道施設整備	町	●管路整備 4,000m	●管路整備 3,000m ●配水池整備工事 ●轟浄水場改修工事
自然災害対応	町	●水源確保 しゅんせつ工事⁴●周辺自治体と連携した供給	3



白倉第一浄水場



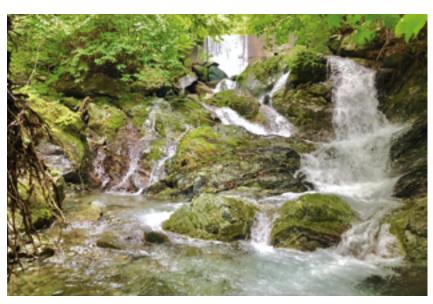
- (41) 水道ビジョン ▶ 甘楽町水道事業基本計画のうち、町の水道事業の現状や課題の分析、今後の取り組みについての将 来像などを示すもの。なお、将来にわたり、安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画は、同計 画の「経営戦略」で示されている。
- (42) 有収率 ▶ 年間総有収水量(水道料金収入につながった水量)÷年間総配水量(配水池から送り出された水量)× 100水道施設の稼働が実際の収益にどの程度反映されたかを表し、高率であるほど水道施設整備・稼働に要した経費 を効率的に収益として確保したことを示す。
- (43) しゅんせつ工事 ▶ 砂防ダム (堰堤)などに堆積した土砂などを取り除く工事。水源の多くを砂防ダムとしているため、 台風などで堆積した土砂の撤去を行うこと。

画

水環境の保全 第4項】

- 快適で衛生的な生活環境の維持向上と河川の水質を保全するため、生活排水の適正な 処理を推進します。
- 持続可能な経営を確保し経営基盤を強化するため、下水道事業の地方公営企業法 44 の適用と下水道ビジョンの策定により安定的な経営を推進します。

施策の概要	主体	内 容・目 標	
		前 期	後期
計画的な維持管理	町	●下水道設備の更新(管路・マンホールポンプ)	
公共下水道加入促進事業 (令和2年度84%)	町	●接続率 86%	●接続率 88%
農業集落排水事業の 公共下水道事業への統合	町	●城南・上野地区	●善慶寺・国峰地区 (富岡市との共同化)
健全な下水道事業の経営	町	 経営戦略の更新 ストックマネジメント⁴⁵ 計画の策定 地方公営企業法適用 下水道ビジョン策定 	経営戦略の更新ストックマネジメント 計画の更新
自然災害対応	町	●周辺自治体と連携した対応	1
浄化槽設置整備費補助事業	町	●合併浄化槽 20基	●合併浄化槽 20基



町を潤す天の恵み 雄川源流



- (44) 地方公営企業法 ▶ 地方公共団体が設置する地方公営企業(水道、ガスなどの事業)の組織や財務などについて定め
- (45) ストックマネジメント ▶ 既存の施設(ストック)の老朽化の進展状況を捉えて優先順位をつけながら施設の改築を 進め、施設全体の中長期的な維持管理、改築を計画的・効率的に管理すること。

本 画



安全安心な暮らし

- 交通事故の被害にあいやすい交通弱者となる子ども、高齢者などへの交通安全運動、 通学路や危険な交差点などにおける安全対策・施設の整備を関係団体と連携して推進 します。
- ●子どもや女性を狙った犯罪や振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害にあわないよう、警 察、町、関係機関が連携して、積極的な防犯活動を推進します。

安全な暮らし

施策の概要	主体	内容・目標	
		前 期	後期
甘楽町通学路交通安全 プログラム ⁴⁶	町	●甘楽町通学路交通安全推進協議会(年2回)●合同点検(年1回)●調査に基づく交通安全施設の整備	
交通安全教室	町	●小中学校交通安全教室 ●通学自転車指導	
交通事故防止啓発活動	交通対策協議会	●夜間反射ベストの着用推進●交通安全運動の実施	

2 犯罪のない暮らし

施策の概要	主体	内容・目標	
		前 期	後期
特殊詐欺対策	町	●特殊詐欺電話対策機器貸出 ●広報・安全安心メールによる	
犯罪防止対策	町 警察 防犯協会 消費生活センター	●犯罪防止・相談体制の連携強化 ●防犯パトロールの実施	



(46) 甘楽町通学路交通安全プログラム ▶ 地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取り組み、関係機関の連携を密にし て児童生徒が安全に通学できるように通学用道路の安全確保を図ることを目的に町が策定するプログラム。

第6項

移住定住の促進

- 定住人口の増加と地方へのつながりを構築し、本町への移住・定住を促進します。
- 増加する空き家の問題解消と適正管理を促進し、リスクと捉えず積極的な有効活用を 推進します。

▲ 移住定住の促進

施策の概要	主体	内 容・目 標	
		前 期	後期
移住相談事業	町 県	●相談会 10回 ●相談件数 50回	●相談会 10回 ●相談件数 50回
まちづくり定住応援金 交付事業 ⁴⁷	町	•350戸	•350戸
奨学金返還支援助成事業 ⁴⁸	町	•50人	•50人
新婚生活スタートアップ応援 事業 ⁴⁹	町	●50世帯	●50世帯
地域おこし協力隊 ⁵⁰	町	•10人	•10人

2 空き家等対策事業の充実・強化

佐笠の柳西	主体	内 容・目 標	
施策の概要		前 期	後 期
空き家バンク事業	町	●利用件数 15件	●利用件数 15件
危険空き家等除却補助事業	町	•15戸	●15戸
空き家リフォーム補助事業	町	•10戸	•10戸



- (47) まちづくり定住応援金交付事業 ▶ 定住化による活力あるまちづくりを推進するため、新しく家を建てた人、購入し た人に応援金を交付する制度。
- (48) 奨学金返還支援助成事業 ▶ 町の将来を担う若者の定住及び町内企業の活性化を図るため、町内に定住し、又は町内 企業で就業する人が返還する奨学金の一部を5年間補助する制度。
- (49) 新婚生活スタートアップ応援事業 ▶ 婚姻に伴う新生活を支援し、少子化対策の強化及び人口減少対策を目的に、新 たに婚姻した世帯に対して住居費及び引越費用の一部を補助する制度。
- (50) 地域おこし協力隊 ▶ 人□減少や高齢化等の進行が著しい地方自治体が、都市地域からの移住者を地域おこし協力隊 員として任命し、農業などへの従事、地域の魅力PR、イベント運営などの地域協力活動を行ってもらい、その地域 への定住・定着を図る取り組み。





交通安全活動